

海外調査の実施について（案）

1. 調査対象

調査は、現状において天然ガス自動車とガソリン自動車の給油スペースの共有化について異なる運用をしている、ドイツ、イタリア、フランスを対象として実施する。

【現状における調査の概要】

(1) ドイツ

給油スペースの共有化が可能とされている。

(2) イタリア

- 内務省の省令により、天然ガスディスペンサーとガソリンディスペンサーとは最低 8 m 以上離して設置しなければならないこととされている。
- 一方、2008 年に上記規定は残した上で、遮断弁の設置により天然ガスとガソリンの同時供給を禁止することにより天然ガスディスペンサーと給油設備を近接して設置することを可能とする改正が行われ、近接設置された施設が 1 カ所あると聞いている。
- 天然ガスディスペンサーと給油設備を近接設置した場合に想定される前述の事故要因に対して、遮断弁の設置のみで複合災害を防ぎ得るのか否かについてどのような検討が行われたのかについては、情報が得られていない。

(3) フランス

- フランスの法規制では、ガソリンスタンド及び天然ガススタンドの併設に係る規制は、エコロジー省アレテ（省令）により行われており、併設型スタンドの設置も認められている。
- ただし、同省令において、天然ガスディスペンサーと他の燃料供給装置（給油設備を含む）は最低 1 m 以上離して設置することに加え、天然ガスディスペンサーと他の燃料供給装置とは、引火性の油類が天然ガスの供給装置の周辺まで流れ込まないように、床面の整備によって区切られなくてはならないことが規定されている。

2. 調査内容

各国について、関係者に対するヒアリングを含め次の内容を調査を行う。

- ① 現状の規制策定における安全対策の考え方
- ② 我が国で想定されている「ガソリン流出火災が天然ガススタンドで充てん中の天然ガス自動車の近傍で発生した場合」における危険性の分析及びその安全対策に係る考え方

3. 調査期間

平成 25 年秋頃に、現地に職員を派遣して関係機関等に聞き取り調査を行う。

（平成 26 年度においても対策の具体化を踏まえ、必要に応じて追加調査の実施を検討）